

令和5年3月3日

うきは市議会議長 江藤 芳光 様

厚生文教常任委員会  
委員長 佐藤 裕宣

## 委員会調査報告書

令和4年うきは市議会12月定例会において、閉会中の調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記の通り報告する。

### 記

#### うきは市社会福祉協議会の事業内容に関する調査

1. 調査期日 令和5年2月16日（木）
2. 調査場所 うきは市総合福祉センター
3. 出席者 厚生文教常任委員7名 福祉事務所長 保健課長 事務局2名

#### 4. 調査目的

うきは市社会福祉協議会は「誰もが幸せに暮らせるまちづくり」を基本目標に、高齢者、障がい者、子ども・子育て、不登校児等々、その他にも多岐にわたる福祉事業をうきは市から委託され、あらゆる福祉サービスを市民に提供している。また、うきは市は委託料として毎年多額の予算を計上している。社会福祉協議会の事業内容を詳細に把握して、予算の使途を正しく理解する事を目的として、事業内容及び今後の課題について調査を行った。

#### 5. 調査内容

調査では、まず社会福祉協議会高山会長の話を伺い、その後担当課長より事業内容の説明を受けた。高山会長からは「社協に入り、福祉の奥の深さ、幅の広さを感じている。福祉関係の事業は他の事業と違い目標に到達したら次に行けるというものではない。一度手を差し伸べたら最後まで関わっていく。健常者だけを相手にしているわけではなく、そういった方々を自立させるためにど

うしたらいいかということも考えて事業を行っている。市から多くの事業委託を受けているがその分人件費もかかる。職員はときには自分の時間を削ってまで一生懸命働いてくれているが、福祉というのは他の事業よりも実績が見えづらく成果主義ではなかなか計れない。」という旨の話があった。

担当課長からの説明では、冊子に沿って社会福祉協議会の概要説明と令和3年度の実質収支、また事業内容について、市からの受託事業である生活困窮者自立支援事業など、14の事業からなる「地域福祉部門」や訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）など大きく6つの事業からなる「在宅福祉部門」、福祉給食事業や葬祭事業などの「総務企画部門」など、各部門ごとに詳細な説明があった。説明の後は質疑応答を行い、その内容は別紙のとおりである。

## 6. 所見

担当課長の説明を聞いて、事業の多さに改めて驚いた。高山会長の言われる幅の広さということだろう。また、高齢者、障がい者、ひきこもり、不登校児、生活困窮者、そしてその児童等々、さらに高齢者だけでも寝たきりや独り暮らし、障がい者は重度から軽度、さまざまな福祉行政の支援を必要とする人がいる。そういった一人一人のニーズに対応していかなければならない。奥の深さとはそういうことだろうと思う。問題は職員やヘルパー、対応できるだけの人員が足りているかどうかという点である。社会福祉協議会が長年運営してきた「うきは市デイサービスセンター」が令和4年度をもって閉所となる。理由はヘルパーの不足ということである。質疑応答の中でヘルパーを募集しても集まらないという話もあった。高齢化が進み、今後介護対象者が増えると予測される中で、介護職のなり手不足という問題は深刻である。

高山会長は話の中で「市ができる福祉」「社協ができる福祉」「みんなのできる福祉」という形を作っていかなければ成り立たない現状にある、とおっしゃった。社協任せでは早晚限界が来るということではないだろうか。

「市ができる福祉」とは何か、ヘルパーが不足しているならそれを補う手立て、例えば講習会を開くなど人材育成に力を入れる、あるいは「みんなのできる福祉」を考えるための学習会等を催し、市民の間に助け合いの機運を醸成していくなど、何らかの対策を講じるべきではないだろうか。

委員会としても、「市ができる福祉」について、今後とも研究や議論を重ね、政策提言を行っていきたいと考えている。

## 【別紙】

**Q：後見制度について、法人後見制度を取り入れているということだったが、法人では弁護士や裁判所等の過程を経る必要があるのか。**

A1：成年後見制度を社協では受任しており、そのまま運用している。家庭裁判所の受任が必要になってくるため、任意後見制度とは変わってくる。実際に判断能力が低下し、身寄りのない方、その中でも、お金が潤沢にある方については、財産を守られる必要があるため、弁護士や司法書士の方が良い。しかし、中には独り暮らしで年金だけで生活しているが、お金の管理が上手くできないという人もいる。そのような方については、社会福祉協議会で法人として成年後見を受任して支援をして行くというような形で取り組んでいる。

A2：成年後見も必ず弁護士や司法書士に頼まなくても、親族でもできる。社会福祉法人社会福祉協議会という名称で行っているため、法人後見という言い方をしている。報酬等については、その人の持っている資産状況に応じて裁判所が決めている。任意後見の場合も事前に公証役場に行き誰に後見人になってもらうか等を文書に残すという形になる。必ずしも第三者に頼む必要はない。

**Q：社会福祉協議会に勤めているパートの方等を含めた全体の人数を教えてください。また、ヘルパーは現在何人いるのか。**

A：社会福祉協議会全体の人数は75名、そのうち正規職員は29名。ヘルパーは正規職員が2名、常勤の嘱託職員が1名、パートが4名。ヘルパーの正規職員2名は、ヘルパーを募集しても集まらず、人数が足りなかったため、他の部署から移動してきてもらった。

**Q：事業内容に対してヘルパーも職員も不足していると感じている。今後、訪問介護事業のニーズが増えていくと思うが、社会福祉協議会ではヘルパーが何人位いるのが理想なのか。**

A：もともとヘルパーの数が少ないということから相談自体が減っている。ヘルパーの数は多ければ多いほど良い。多ければ多いほど相談は上がってくる。例えば、筑後市は社協で事業を行っており、ヘルパーが40人位いる。実際にヘルパーは居ればいるほど相談が上がってきて、ニーズも増える。しかし、それに見合う報酬が介護保険上であってない。そのため、黒字になりにくい事業である。東峰村に唯一ある事業所は社協のみで、現在2名しか雇われていない状況であり、赤字になる部分は村が補填している。もし、うきは市が一事業所ということになれば、社協単独という話にもなると思うが、入所施設に併設し

ているヘルパー事業所もあり、そこの関係性上、社協だけということにはなりにくい。

**Q：ボランティアで行ってもらっていることがあると思うが、それでは続かないのではないかと考えている。少しでも報酬を支払っていったほうが良いのではないかと考える。**

A：配食サービスでは1回あたり500円渡している。他に「14区おたすけ隊」や「大石絆クラブ」等の互助組織という形で行われているところは、各々で1時間あたりの金額を決めて行っている。「ハンディ移送サービス浮羽」も会員制互助組織という形で行っているため、活動していただいた際には報酬を支払っている。しかし、うきは市ボランティア連絡協議会加入団体については「ハンディ移送サービス浮羽」以外は活動してもお金は出ていない。しかし、ボランティア活動の研修費については社協の方から活動助成ということで助成している。

**Q：「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」について、SNSがきっかけで不登校になる子どもがいる。社協ではなかなか踏み込みづらい内容なのかと思うが、そのあたりを上手に展開していただくことは可能なのか。**

A：不登校・ひきこもりについては、社協だけで実態を把握することは難しい。そのため、学校から出席日数等の情報を提供をしていただいている。また、保護者の方から相談を受けたり、学校の方から情報を共有していただくこともある。また、SNSの指導については社協では厳しい部分もある。すでに学校側で取り組まれていると思う。そのため、社協では以前、市民向けにLINEの職員の方を講師として研修会を開き、個人情報漏れる等の危ない使い方等について参加した保護者の方等に説明を行った。その後の生徒への使い方の指導、注意喚起については学校からのアプローチが大事になってくると思う。社協では個別で相談があった際に使い方の指導や注意喚起を行っていききたい。

**Q：障がい者が隠れていて、不登校・ひきこもりになる場合もある。先々、障がい者が分かり、ワークサポートが必要になる子どももいると思うが、一般企業に就職された方のうち、どのくらいの方が定着しているのか。**

A1：一般企業へ就職した方の定着率については、ほぼ100%で、中にはやめる方もいたが、その方には次の就職先の斡旋を行っている。しかし、このほぼ100%というのは社協で関わった方の分だけで、他の事業所を利用された方の定着率については分からない。就職先を探すにあたって、障がい者雇用制度等が一般の企業ではまだまだ進んでいないため、難しい。久留米にもハローワ

ークはあるが、生活困窮者やひきこもりの方がいきなり久留米まで行くのはハードルが高い。そのような中、市が行っている「U-Bic」は非常に良い。そのため、市と連携し、就職に向けた対応を行っていきたいと思っている。障がい隠れているかもしれない子どもへの対応としては、まず、障がい支援センター専門職3名の横に生活困窮者、不登校の担当がいる。さらにその横には地域を担当する部署があり、非常に連携が取りやすい配置となっている。障がいの特性があるかもしれないと分かった時には担当職員と一緒に相談面談を行っている。

A2：障がい者を抱えていると国からの補助が出るが、就職したりするとその分の補助はなくなる。そのため、就労支援施設では何十人も継続的に支援しているところもあるが、うきは市社協ではある程度になったら自立してもらおう。そして就職後もその人とは関係を持ち、しっかりと生活していけるようになるまで面倒を見ている。しかし、就職して施設にはいないため、その分補助は受けられなくなる。また、社協（白鳥の家）で働いている障がい者にはお金が出ている。事業所の中には、送迎の費用や昼食の費用に充てているところもあるが、うきは市社協では、なるべく自立するようにしているため、ある程度のところは自分で通ってもらい、お昼も自分で準備してきてもらうなどして、そういったところにお金を使うのではなく、本人に働く喜びを知ってもらうために渡している。その分白鳥の家等を含めて、経営的には厳しい状況にある。しかし、自立させて、どこに行っても生きていけるようにするのが本当の就労支援のあり方だと思っている。また、対象ではないが困っている人の家の掃除や片付けを土日に職員が行ったりもしている。社協の職員は、利用者にとって何が便利で、何が良いのかを追及している。そういった部分は高くかっているが、経営等については福祉は結果が見えにくいこともあり、職員を募集してもなかなか集まらない現状があり、いつも人材不足であることが悩みである。

**Q：「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」について、18歳までの不登校・引きこもりの方はうきくるで対応しているという事だったが、18歳以上のひきこもりの方へは何か支援等を行っているのか。**

A：行っているが、前任者が退職し、新しい担当者になり、まだ受け入れて頂けていない方もいる。そのため、担当職員が他の職員と訪問しながら、継続して支援していきたいと思う。社協で関わっている人数は分かるが、市全体での把握は難しい。社協で把握している18歳以上のひきこもりの数は31名。

**Q：「資金貸付事業」について、この貸付事業で支援を受けた方からの返還の計画等はどうなっているのか。**

A：県の事業であるため、社協からは出資しておらず、受け付けて、県に申請するという役割。他の自治体では郵送で行っているところもあったが、それでは本当に困っていることが伝わらないと思い、うきは市社協では職員の負担軽減もかねて、2人1組で1つの相談に対応していた。貸付について4人、生活支援・自立支援に4人に対応。償還については1月からの予定だったが、厚労省から猶予期間を設けるとの発表があったため、そのような相談があった際には受けている。

**Q：障がい者就労について、B型の人是一般の企業への就職は難しいのか。**

A：B型の方でも大丈夫と判断した場合には、就労準備支援事業のほうに移行し、就職する場合もある。

**Q：移行する人は一定数いるのか。**

A：いる。しかし、移行しても、まだダメだったという人もいる。

**Q：ヘルパーなどの資格が必要な職ではなく、一般職などで外国人の方を雇うことについてどう考えているか。**

A：ヘルパーについては有資格者しかできないが、外国人の方でも資格を持っているのであれば雇用したいと思う。外国人だから雇う雇わないというようなことはない。